



平成 30 年 5 月 22 日

各 位

会社名 栗 林 商 船 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 栗林 宏吉
(コード：9171 東証第2部)
問合せ先 取締役総務部長 小柳 圭治
(TEL 03-5203-7981)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 22 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において売買単位を 100 株に統一することが示されていることを踏まえ、当社株式の流動性の向上や幅広い投資家層への投資機会の拡大を図るため、単元株式数の引下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日 (月)

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更後
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。
(新設)	<u>附則</u> 第 7 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) の変更は、平成 30 年 10 月 1 日をもって効力を生ずるものとし、同日をもって本附則を削除する。

(3) 効力発生日

平成 30 年 10 月 1 日 (月)

【ご参考】

上記変更に伴い、平成 30 年 10 月 1 日 (月) をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

以上